

# 岐阜県公報

## 目次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表

(監査委員)

ページ

号外(二) 平成二十四年十一月二十八日

## 監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第一項及び第四項の規定により平成二十四年十月一日から同年十月三十一日までに執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十四年十一月二十八日

岐阜県監査委員	小川恒雄
岐阜県監査委員	森正弘
岐阜県監査委員	鷗飼誠
岐阜県監査委員	石井直子
岐阜県監査委員	藤良寛

### 第1 監査実施機関数

知事直轄	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指摘あり	指摘事項	指摘事項	本課検討事項	
総務部	5	1	0	1	1	0
総合企画部						
環境生活部	1	0	1	1	0	1
健康福祉部	11	0	3	3	0	3
商工労働部	3	0	0	0	0	0

農 政 部	10	1	5	9	1	8	0
林 政 部							
県 土 整 備 部	4	1	3	8	1	7	0
都 市 建 築 部	5	0	1	1	0	1	0
さぶ清流国体推進局							
振 興 局	3	0	2	4	0	4	0
教 育 委 員 会	20	4	3	8	4	4	0
警 察 本 部	7	0	4	4	0	4	0
そ の 他	7	2	0	2	2	0	0
合 計	76	9	22	41	9	32	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認められた事項
  - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
  - ・ 本課検討事項 現地機関を所管する課に対して、検討を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。  
「 」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、31機関において、9件の指摘事項及び32件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 総務部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜県税事務所	平成24年10月24日	西濃県税事務所	平成24年10月30日
中濃県税事務所	平成24年10月31日	東濃県税事務所	平成24年10月18日
飛騨県税事務所	平成24年10月22日		

【監査の結果】  
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
飛騨県税事務所	指摘事項	旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件1,100円が過払いになっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

2 環境生活部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
県民生活相談センター	平成24年10月26日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
県民生活相談センター	指導事項	建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づき契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

3 健康福祉部 (11機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜保健所	平成24年10月29日	岐阜保健所本巢・山県センター	平成24年10月29日
西濃保健所	平成24年10月30日	西濃保健所揖斐センター	平成24年10月30日

関保健所	平成24年10月26日	関保健所郡上センター	平成24年10月26日
中瀬保健所	平成24年10月26日	飛騨保健所下呂センター	平成24年10月26日
衛生専門学校	平成24年10月29日	下呂看護専門学校	平成24年10月17日
食肉衛生検査所	平成24年10月26日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜保健所本美・山県センター	指導事項	現金収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 現金領収証書にあらかじめ記載すべき一連番号を記載していなかった。 2 編てつして保存しておくべき現金領収証書原符を調定決議書兼収入金調書に証拠書類として添付していた。
関保健所郡上センター	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に対して25/100を支給すべきところ、超えた時間について時間外勤務手当を支給していなかったことにより、8件18,051円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
衛生専門学校	指導事項	入学試験料に係る収入証紙の取扱事務において、受験願書を受理した日付をもってその都度消印すべきところ、最終の受験願書を受理した日付でまとめて消印を行っていたので、今後は適正に処理されたい。

4 商工労働部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日

情報技術研究所	平成24年10月26日	国際たくみアカデミー	平成24年10月26日
旅券センター	平成24年10月26日		

【監査の結果】

特に指摘又は指導する事項はなかった。

5 農政部 (10機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜農林事務所	平成24年10月24日	西瀬農林事務所	平成24年10月30日
中瀬農林事務所	平成24年10月31日	東瀬農林事務所	平成24年10月18日
下呂農林事務所	平成24年10月17日	飛騨農林事務所	平成24年10月22日
河川環境研究所	平成24年10月25日	農業大学校	平成24年10月23日
西瀬家畜保健衛生所	平成24年10月26日	飛騨家畜保健衛生所	平成24年10月26日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜農林事務所	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料69,300円が支払われていたので、職員のみ損事故防止について一層の徹底を図られたい。
西瀬農林事務所	指摘事項	平成23年度に発生した公務中の交通事故に係る修繕料の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 平成23年度中に事前決裁を経ないまま、破損した公用車の修理を修理業者に依頼し、修理を完了させていた。 2 平成23年度中に修理業者からの請求書を受理し

	指導事項	たにもかかわらず、速やかに支払手続をとらなかつたことにより、修理業者に対する239,577円の支払が149日遅延（平成24年度支出）するとともに、遅延利息3,000円が支払われていた。
	指導事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金96,453円及び修繕料49,481円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
中濃農林事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料32,550円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
		公務中に車両を損傷させた1件のき損害故について、修繕料2,100円が支払われていたため、職員のき損害故防止について一層の徹底を図らねばならない。
下呂農林事務所	指導事項	旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件90円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
飛騨農林事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料64,890円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
河川環境研究所	指導事項	不用品の売払いに係る収入事務において、収入の原因となる契約に係る決裁で売却予定価格を定めるべきところ定めていなかったため、今後は適正に処理されたい。 性転換雄アコ精液販売業務委託に係る契約事務において、平成22年5月1日から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」に基づき、契約書及び特記仕様書に係る条文等を記載すべきところ、記載されていなかったため、今後は適正に処理されたい。

6 県土整備部（4機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜土木事務所	平成24年10月19日	可茂土木事務所	平成24年10月17日
下呂土木事務所	平成24年10月18日	高山土木事務所	平成24年10月23日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜土木事務所	指導事項	県が行う建設事業に対する地元市町村等負担金の収入事務において、工事請負契約の工期限日までに行うべき完了時分徴収額の調定が4日遅延しているものがあったため、今後は適正に処理されたい。 物品の貸付事務において、岐阜市に無償貸与した木造舟1隻及び櫓・楫各2本について、物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
		公務中の1件の交通事故について、修繕料26,250円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
		道路管理上の5件の事故について、損害賠償金403,578円が支払われていたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
可茂土木事務所	指導事項	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金162,000円が支払われていたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
下呂土木事務所	指導事項	道路照明灯修繕委託業務に係る単価契約（総価入札）事務において、落札者が積算内訳書に記載した業務ごとの単価にそれぞれ消費税相当額（100分の5に相当する金額）を加算した金額を契約単価とす

高山土木事務所	<p>べきところ、積算内訳書記載の単価をそのまま契約単価としていたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>平成23年度における高山土木事務所の河川占用料について確認したところ、特定の職員による15件の許可事務に関して13,280円の請求誤りを発生させるなど下記の不適正な事務処理がなされていたことが認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決裁を経ないで不正に所長の公印を使用し河川占用許可書を交付した（5件）</li> <li>2 河川占用許可書を改ざんし、調定決議書に添付して使用した（2件）</li> <li>3 河川占用料に係る調定手続を怠った（12件、請求誤り額11,860円）</li> <li>4 河川占用許可台帳の更新を怠ったために次年度以降の占用料を誤らせる原因を生じさせた（4件、請求誤り額1,420円）</li> </ol> <p>さらに、当該職員が在籍した平成21年度から22年度までの事務処理について検証した結果、上記に加えて土石採取料（10件、請求不足額5,330,850円）及び河川占用料（11件、請求不足額等358,564円）に関して、同様の不適正な事務処理が確認された。</p> <p>このような不適正な事務処理が発生したのは、公印管理が不十分であったこと、適正な文書收受手続がなされていなかったこと、河川占用料及び土石採取料に係る許可申請書の收受、許可手続の起案、許可証の発行及び許可台帳の更新までの一連の手続が特定の職員に集中し、適切な職務分離が行われていなかったこと、上席者の決裁における確認が不十分であったことなどが原因と考えられる。</p> <p>高山土木事務所においては、請求不足となっている河川占用料及び土石採取料について速やかに措置を講じられたい。</p> <p>また、平成24年10月26日に実施した随時監査において建設政策課、道路維持課、河川課及び砂防課に対して道路、河川及び砂防施設の占用許可事務の適正化について本課検討事項とする監査結果を公表している。当該監査結果も踏まえた上で、岐阜県公印規程に基づく公印管理の徹底、河川占用料や土石採取料の許可及び収入手続における職務分離の適正化、</p>
---------	--

上席者による確認の徹底などによって内部統制機能を強化し、適正な事務執行を行うよう万全の態勢をとられたい。

7 都市建築部（5機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜駒岡周辺鉄道高架工事事務所	平成24年10月19日	流域浄水事務所	平成24年10月25日
岐阜建築事務所	平成24年10月19日	中濃建築事務所	平成24年10月17日
飛騨建築事務所	平成24年10月23日		

【監査の結果】  
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
飛騨建築事務所	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料32,812円が支払われていたので、職員のき損事故防止について一層の徹底を図られたい。

8 振興局（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜振興局	平成24年10月19日	中濃振興局	平成24年10月17日
飛騨振興局	平成24年10月23日		

【監査の結果】  
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容



岐阜振興局	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料136,416円が支払われていたので、職員のみき損事故防止について一層の徹底を図らねたい。
飛騨振興局	指導事項	白川村に対する岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特別基金事業費補助金の交付事務において、同補助金の交付要綱では、補助対象事業を市町村が実施する委託事業又は直接実施事業と規定しているにもかかわらず、村実施事業の支出科目が補助金となっているものが確認された。 飛騨振興局は、村実施事業は適正に履行されたものとして補助金交付を行っていたが、村実施事業の執行は交付要綱の規定と異なるものと認められるので、補助金交付の適否について関係課と協議の上、その結果を踏まえて必要な措置を講じるとともに、今後は適正に処理されたい。
		公務中の1件の交通事故について、修繕料217,612円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。
		公務中の県有地における草刈機操作に伴う石の飛散により、隣接地に駐車中の軽自動車を損傷させた1件のき損事故について、損害賠償金54,520円が支払われていたので、職員の事故防止について一層の徹底を図らねたい。

9 教育委員会 (20機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜商業高等学校	平成24年10月26日	大垣北高等学校	平成24年10月26日
大垣南高等学校	平成24年10月26日	大垣西高等学校	平成24年10月26日
大垣商業高等学校	平成24年10月26日	海津明誠高等学校	平成24年10月26日
郡上北高等学校	平成24年10月26日	郡上高等学校	平成24年10月26日
武義高等学校	平成24年10月26日	関高等学校	平成24年10月26日

加茂高等学校	平成24年10月26日	八百津高等学校	平成24年10月26日
東濃高等学校	平成24年10月23日	東濃実業高等学校	平成24年10月26日
可見高等学校	平成24年10月23日	土岐商業高等学校	平成24年10月26日
中津商業高等学校	平成24年10月26日	海津特別支援学校	平成24年10月26日
東濃特別支援学校	平成24年10月26日	恵那特別支援学校	平成24年10月26日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
海津明誠高等学校	指導事項	体育館照明改修工事に係る契約事務において、会計規則に定める契約書の標準書式をそのまま使用したことにより、契約条項が重複するなど、記載内容に不備がみられたので、今後は適正に処理されたい。
武義高等学校	指導事項	消防設備保守点検委託業務（後期分）に係る検査事務において、年度の末日までに検査が実施されていないかつたので、今後は適正に処理されたい。
八百津高等学校	指導事項	旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していかないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件550円が過払いになっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	不用品の売払いに係る収入事務において、収入の原因となる契約に係る決裁の手続きをせず、予定価格を定めずそのまま売却していたので、今後は適正に処理されたい。
可見高等学校	指導事項	旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していかないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件550円が過払いになっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

土岐商業高等学校	指導事項	建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
中津商業高等学校	指導事項	旅費の支出事務において、次の不適正な事務処理により10件2,640円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 旅行行程を誤ったまま旅費の精算を行ったこと及び交通実費に加えて旅行諸費を支給していたことにより、1件840円が過払いとなっていた。 2 鉄道賃に係る減額調整額について、特急料金の開散期割引が適用されていない旅行会社の誤った請求金額をもとに算定したことにより、減額調整分9件1,800円が過払いとなっていた。
東濃特別支援学校	指導事項	生産物の管理及び売払収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 売却等の処分をしようとするときは、作業製品処分調書により売却等のための措置を決定すべきところ、手続がされないまま売却されていた。 2 作業製品品目別野帳における処分日（引継日）と作業製品出納簿における引継日が異なっていた。

10 警察本部（7機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
各務原警察署	平成24年10月25日	養老警察署	平成24年10月26日
大垣警察署	平成24年10月26日	揖斐警察署	平成24年10月26日
郡上警察署	平成24年10月26日	関警察署	平成24年10月26日
可児警察署	平成24年10月26日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
各務原警察署	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金44,418円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
大垣警察署	指導事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金321,840円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
郡上警察署	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金226,023円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
関警察署	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金32,550円及び修繕料27,090円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

11 その他（7機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
労働委員会事務局	平成24年10月26日	議会事務局	平成24年10月26日
人事委員会事務局	平成24年10月26日	監査委員事務局	平成24年10月26日
選挙管理委員会岐阜卓地方事務局	平成24年10月19日	選挙管理委員会可茂地方事務局	平成24年10月17日
選挙管理委員会飛騨地方事務局	平成24年10月23日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容

労働委員会事務局	指摘事項	<p>旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、2件2,200円が過払いになっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
議会議務局	指摘事項	<p>歳入歳出外現金の払出事務において、雇員等の給与所得に係る特別徴収税の納入が20日以上遅延し、この結果、督促手数料2件300円が県費で支払われていたので、今後は適正に処理されたい。</p>

平成二十四年十一月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社